

一般社団法人日本臨床神経生理学会 技術講習会の実施指針に関する規則

(総則)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）教育委員会の活動内容に基づき、臨床神経生理学領域（以下「本領域」という）の知識のみならず、技術の習得並びに向上を図るための技術講習会（以下「講習会」という）に関する指針について定めるものである。

(対象領域)

第2条 講習会は講義を主体とし、関連する疾患・分野や種々の検査に関する技能のうち、研修として企画が有用であると考え得る領域について行う。

(概要・構成)

第3条 本学会の年次学術大会中に行われる1日間程度の研修会を指す。

2. 講習会の会長は、年次学術大会の大会長がその任にあたる。

(内容・企画)

第4条 本領域に関する知識や技能の習得を目指すに相応しい内容（脳波、筋電図・神経伝導検査、誘発電位、術中脳脊髄モニタリング等）を包含するものとする。

2. 企画は教育委員会が検討し、認定委員会と協議した上で素案を作成し、理事会の承認を得る。
3. 講習会の会長は、素案を基に講習会の企画（研修実施計画書の作成）、指導者（講師）の選任を行う。
4. 講習会の会長は、講習会の企画、指導者（講師）の選任にあたり、教育委員会の協力を得ることができる。

(資格・単位)

第5条 本学会の専門・認定医並びに専門・認定技術師の受験、更新資格としての位置づけは、認定制度関連の規約に従う。

(助成金)

第6条 講習会には、1年に1回、本学会より助成金を支給する。

2. 助成金の金額は細則に別途定める。細則により定めた金額は、3年を目途に妥当性等を検討し、変更、維持を教育委員会で協議する。その結果は理事会の承認を得る。
3. 講習会の会長は、講習会実施後に細則に従い収支報告を行うものとする。

(改訂)

第 7 条 本規則の改訂は、理事会の審議を得た上で、社員総会の承認を要する。

(規則外事項)

第 8 条 この規則に定めがなく、講習会の運営上必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附則

本規則は、2025 年 11 月 12 日より施行する。